

ドーピング防止規程改正

現行	改正案	備考
<p>第1条〔世界ドーピング防止規程、日本ドーピング防止規程及び国際サッカー連盟ドーピング禁止規程〕</p> <p>① 財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）は、世界アンチ・ドーピング機構（以下「WADA」という）が定める世界ドーピング防止規程（以下「WADA規程」という）、<u>財団法人</u>日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という）が定める日本ドーピング防止規程（以下「JADA規程」という）及び国際サッカー連盟（以下「FIFA」という）が定めるドーピング禁止規程（以下「FIFA規程」といい、「WADA規程」、「JADA規程」及び「FIFA規程」を総称して以下「WADA規程等」という）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担う。</p> <p><略></p> <p>第9条〔通知〕</p> <p>本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本協会は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。</p> <p>(1) <u>財団法人</u>日本オリンピック委員会</p> <p>(2) 「WADA規程」第14.1項及び「JADA規程」第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者</p> <p>(3) 当該者の属するFIFA</p> <p>(4) JADA</p>	<p>第1条〔世界ドーピング防止規程、日本ドーピング防止規程及び国際サッカー連盟ドーピング禁止規程〕</p> <p>① 財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）は、世界アンチ・ドーピング機構（以下「WADA」という）が定める世界ドーピング防止規程（以下「WADA規程」という）、<u>公益財団法人</u>日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という）が定める日本ドーピング防止規程（以下「JADA規程」という）及び国際サッカー連盟（以下「FIFA」という）が定めるドーピング禁止規程（以下「FIFA規程」といい、「WADA規程」、「JADA規程」及び「FIFA規程」を総称して以下「WADA規程等」という）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担う。</p> <p><略></p> <p>第9条〔通知〕</p> <p>本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本協会は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。</p> <p>(1) <u>公益財団法人</u>日本オリンピック委員会</p> <p>(2) 「WADA規程」第14.1項及び「JADA規程」第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者</p> <p>(3) 当該者の属するFIFA</p> <p>(4) JADA</p>	<p>公益財団法人へ移行のため</p> <p>公益財団法人へ移行のため</p>

<p>(5) 本協会が通知を必要とするその他の者</p> <p><略></p> <p>第11条〔ドーピング防止規則違反の審査〕</p> <p>「WADA規程等」の違反を犯したとして記録された者が後日、「WADA規程等」の違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがスポーツ仲裁裁判所、日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、本協会は「WADA規程等」の違反及びその「WADA規程等」の違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第9条により制裁措置が課された旨を通知された全ての者に対し、そのことを報告するものとする。</p>	<p>(5) 本協会が通知を必要とするその他の者</p> <p><略></p> <p>第11条〔ドーピング防止規則違反の審査〕</p> <p>「WADA規程等」の違反を犯したとして記録された者が後日、「WADA規程等」の違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがスポーツ仲裁裁判所、<u>一般財団法人</u>日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、本協会は「WADA規程等」の違反及びその「WADA規程等」の違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第9条により制裁措置が課された旨を通知された全ての者に対し、そのことを報告するものとする。</p>	<p>一般財団法人格取得のため</p>
---	--	---------------------